境港市温室効果ガス排出削減実行計画（事務事業編）改定業務

仕様書

1. 事業目的

　2020（令和2）年10月、国は2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言している。翌2021（令和3）年4月、地球温暖化対策本部において、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比で46％削減することとし、さらに50％の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表された。

本市では、2017（平成 29）年 2 月に「境港市温室効果ガス排出削減実行計画（事務事業編）」を策定し、設備更新やBEMSシステム導入によるに温室効果ガスの削減対策を実施しており、その結果として、2018（平成30）年度には、基準年の2013（平成25）年度に比べて7割程度のCO2排出削減を実現している。

また、本市では2021（令和 3）年 2 月に「ゼロカーボンシティ」として 2050（令和 32）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする都市を目指すことを宣言している。2022（令和4）年6月には国が進める「脱炭素先行地域」に採択されており、ゼロカーボン化をより推進する計画となっている。

本業務では、このような状況を踏まえたうえで、2050（令和32）年までのゼロカーボンシティの実現に向け、社会情勢の変化や直近の市の状況を反映させた新たな温室効果ガス排出削減実行計画の策定に係る支援業務を目的としている。

２．委託業務名

　境港市温室効果ガス排出削減実行計画（事務事業編）改定業務

３．業務委託期間

　契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

４．業務場所

　境港市内

５．事業内容

（１）基礎調査

1. 計画進捗状況の整理・前回計画の評価

温室効果ガス排出量集計システムによる集計結果及び施設管理者等へのヒアリングを踏まえ、計画の進捗状況を整理する。また、整理結果をもとに前回計画の評価を行う。

1. 課題の整理

①で整理した結果を踏まえ、温室効果ガス排出量の増減要因を整理する。増減要因の整理にあたり、今後の取組の参考として横展開させるため、保有設備ごとにエネルギー使用量や温室効果ガス排出量、運営上の課題等の特徴を把握する。

1. 国際動向や国の動向等の整理

事務事業編を推進するうえで参照すべき国際動向や国内省庁、鳥取県の取組について情報収集し、整理する。

1. 温室効果ガス排出量の現況推計

温室効果ガス排出量集計システムによる集計・分析を行う。また、環境省が提供する温室効果ガス排出量の算定・管理の支援ツールとして「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「Local Action Plan Supporting System（通称 LAPSS）」」が2021年9月にリリースされており、数値の連続性等を確認するなどして、現行システムからの移行について検討する。

（２）温室効果ガス削減対策の検討

1. 省エネ診断

境港市管理施設の温室効果ガスの排出状況を集計したのち、温室効果ガス削減の効果が高いと見込まれる5施設程度において省エネ診断を行い、診断結果をとりまとめる。

1. 他事例調査

近隣自治体や人口や産業規模が同程度の自治体、同特性を有する自治体などについて、事例調査を行い、当市で実施可能性がある取組を抽出し、施策検討を行う。

1. 温室効果ガス削減に向けた対策検討

最新の技術や取組、その温室効果ガス削減量について調査し、境港市管理施設の特性や職員の意識レベルに合わせて体系的に分類・整理する。また、省エネ診断の結果を踏まえ、具体的に取組を実行に移すための検討を行う。

1. 温室効果ガス排出量の将来推計

現況推計結果や庁内・職員ヒアリング等の結果を踏まえ、温室効果ガス排出量の将来推計を行う。

1. ロードマップの策定

施設や設備単位で中長期的なロードマップを策定する。それぞれの目標年度において、導入設備等による温室効果ガス排出量の削減量や想定される導入費用等を整理する。

境港市環境基本計画（令和４年３月策定）における令和８年度時点における市の事務事業から排出されるCO2量の目標設定を行う。

（３）職員へのヒアリングの実施

事務事業編の取組の浸透を図るとともに、取組の実効性を高めることを目的として、職員を対象としたヒアリングを実施する。

（４）計画書の改訂

上記（１）～（３）の成果を踏まえ、計画書の改訂を行う。また、計画書の概要をとりまとめ、概要版を作成する。

計画の改訂にあたり、庁内検討会議等に係る資料作成や運営支援を実施する。会議の開催は2回程度と想定している。

（５）打合せ・協議

初回、中間時3回、成果品納品時の計5回程度の打合せを行う。また、必要に応じて庁内関係者への説明を行うこと（3回程度）。

1. 成果品

（１）提出期限：令和５年３月２０日（月）まで

（２）境港市温室効果ガス排出削減実行計画　A4版　紙ベース　10部

（３）業務報告書　2部

（４）上記（１）～（３）を格納した電子媒体（CD-ROM等）　１式

７．参加資格要件

本業務は、以下の各項すべてに合致する組織を対象とする。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者である

こと。

（２）境港市における市税の滞納がないこと。

（３）境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第２条第１号に規定する暴力団、

同条第２号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接

な関係を有する者でないこと。

（４）境港市建設工事等入札参加資格者資格停止措置要綱（令和３年４月１日施行）に基づく

資格停止措置の期間が、本件業務の公告日から開札までの間に、入っていないこと。

（５）境港市の令和３・４年度測量等業務の入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に登録があること。

（６）鳥取県内に本社、本店又は委任先の支店（営業所）があること。

（７）地方公共団体等（国、県及び市長村）からの発注において、本業務と同じ業務（地方公共

団体実行計画）の受託実績があること。

（８）地方公共団体等（国、県及び市長村）からの発注において、環境関係の計画策定業務（環

境基本計画等）の受託実績が、過去５年間に３件以上あること。

（９）業務全般にわたる技術的管理を行わせるために「エネルギー管理士」又は「技術士（環境

部門）」の有資格者を有していること。有資格者は正規職員であること。

８．著作権等の扱い

（１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権等これらに類する権利（以下、「著作権等」という。）は、境港市が保有するものとする。

（２）成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

（３）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

９．個人情報等の扱い

　この委託業務中に入手された市独自の情報、個人情報等は正しく管理され、漏洩及び不正使用が行われないよう必要な措置を講ずること。

　特に個人情報の保護については、境港市個人情報保護条例を遵守すること。

10．その他

（１）受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、企画案等に基づき、委託者と打合せを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

（２）本業務の実施に関しては、仕様書によるほか、境港市契約規則及び契約書を遵守し行う。

（３）仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、市と協議し指示に従うこと。

（４）受託者は、本業務の遂行において、市から資料の貸与を受ける必要がある場合、市と協議のうえ、貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後、速やかに資料を返却すること。

以上